

出産育児一時金の 受取代理制度について

国民健康保険に加入している方が、出産したときに支給される「出産育児一時金」を、医療機関等へ直接支払いで受取る受取代理制度が始まりました。

次の要件に該当する方が対象となります。

- ① 出産予定日まで1ヶ月以内の方
- ② 妊娠4ヶ月以上で、出産に要する費用を医療機関等から請求を受けた方

申請は、対象となる方の属する世帯の世帯主の方が行います。ただし、国民健康保険税の滞納がないことが条件となりますので、国民健康保険税は忘れずに納付しましょう。

なお、手続きには、①国民健康保険被保険者証(保険証)、②母子健康手帳、③印かんが必要になりますので、忘れずにお持ちください。

◆問い合わせ
町民生活課 ☎72-6933

福島労働局よりお知らせ 石綿(アスベスト)健康被害者 及びその家族の方へ

労災保険法の時効により、労災保険に請求する機会を消滅した方のために、本年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、本年3月20日より受付開始しております。

給付内容

○石綿救済法の特別遺族給付金
遺族補償給付金を受ける権利は時効により、労働者が死亡した

【ご注意ください】

日の翌日から起算して5年で消滅します。

平成13年3月27日以降、時効となる方で未請求の方は、労災保険法も特別遺族給付金も受給できなくなります。

◆問い合わせ

福島労働局労災補償課
☎024-5336-4605
郡山労働基準監督署
☎024-922-1370

ダイオキシン類調査結果 小野ウエストパーク

町が実施した小野ウエストパーク一般廃棄物最終処分場周辺のダイオキシン類調査の結果がまとまりました。

調査結果は左表のとおりで、どの採取地点でも環境基準値を下回り、良好な環境が保たれています。

町では、今後とも定期的に調査を実施し、みなさんに結果をお知らせいたします。

◆問い合わせ
町民生活課 ☎72-6933

小野ウエストパーク周辺ダイオキシン類調査結果

平成18年8月7日小野町実施 (単位:ピコグラム)

種類	地点	調査結果	環境基準値
土壌	搬入路(第1カーブ)	4.1	1,000
	排水沢(布団籠部)	0.24	150
底質	最下流沢(夏井川合流前)	1.4	
	水質	排水沢	0.07
最下流沢(夏井川合流前)		0.16	

※1ピコグラムは1兆分の1グラムを表します。

国民年金コーナー

扶養親族等申告書の提出をお忘れなく

老齢年金等(老齢または退職を支給事由とする年金)には、所得税がかかります。老齢年金等の年金額が108万円以上(65歳以上の方は158万円以上)の方は、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(ハガキ)」を提出していただく必要があります。

この「扶養親族等申告書」は、10月下旬に、対象となる年金受給者に送付されています。必要事項を記入のうえ、すみやかに返送してください。

なお、「扶養親族等申告書」を提出されなかった場合には、所得税の控除が受けられなくなり、対象となる方は忘れずに提出してください。

提出期限については、12月1日となっておりますが、期限を過ぎてしまった場合でもすみやかに提出してください。

扶養親族等申告書をなくしてしまったときは、ねんきんダイヤルか社会保険事務所へお問い合わせください。

なお、社会保険庁のホームページ上からも申告書の用紙をダウンロードすることができますので、ご利用ください。

平成18年度税制改革について
改革において、国から地方への税源移譲が行われることに伴い、公的年金に係る源泉徴収税率の引下げを行う所得税法の改正がありました。改正後の税率は下表のとおりです。

	改正前	改正後
源泉徴収率	10%	扶養親族等申告書を提出された方 5%
		扶養親族等申告書を提出されなかった方 10%

◆問い合わせ

ねんきんダイヤル
☎0570-07-1165
郡山社会保険事務所
☎024-9332-3917
町民生活課
☎72-6933
社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp/>